

社会福祉法人白岡市社会福祉協議会白岡市地域づくり事業助成金要領

1 趣 旨

この要領は、「社会福祉法人白岡市社会福祉協議会白岡市地域づくり事業助成金交付要綱」に基づき、白岡市重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）において、世代や属性を超えて住民同士が交流できる地域活動について、市内で地域福祉活動を行う団体に対し、持続可能な地域福祉活動の推進を助成を通じて支援するものである。

2 財 源

この財源は、白岡市重層的支援体制整備事業交付金から拠出するものとする。

3 対象団体

交付対象となる団体は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 非営利で事業を実施する団体（代表者や会計管理者を定めて継続的に活動する団体）
- (2) 企業・事業所などの営利法人のほか、本事業の目的に賛同し推進する意思のある団体
- (3) 白岡市社会福祉協議会の支部社協
- (4) 白岡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた団体

4 対象事業（活動）

対象となる活動や事業は、別表 1 および白岡市重層的支援体制整備事業実施計画における地域づくり事業内における次の活動に該当するものとする。

- (1) 白岡市内での事業であり、年齢・性別・心身の状態・その他属性にかかわらず誰でも利用できるものであること
- (2) 住民のニーズや生活課題に柔軟に対応し、白岡市の地域福祉の推進を図るものであること
- (3) 本会が実施可能な取り組みであることを認め、1年以上継続して活動することが見込まれるものであること
- (4) その他、会長が認めた活動や事業

5 対象外（団体・活動・事業）

次に掲げる団体（または活動や事業）は助成対象者となることができない。

- (1) 政治活動または宗教活動を主な目的としている団体や活動（事業）
- (2) 活動内容が公の秩序または善良な風俗に反する団体や活動（事業）
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与し、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある団体や活動

- (4) 営利目的の活動（事業）
- (5) 実施団体の構成員のみを対象とする活動（事業）
- (6) 白岡市社会福祉協議会における別の助成を受けているまたは申請中の団体や活動

6 対象経費および助成額

助成対象事業の実施に要する経費は別表2のとおりとする。なお、同一事業に対する助成は最長5年間とし、継続を希望する場合も再度申請・審査を行うものとする。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。

- (1) 団体構成員のみに対する経費（食糧費、宿泊費、交通費、入場料、諸謝金等）
- (2) 団体の運営経費
- (3) その他 事業に関係ない経費
- (4) 白岡市地域づくり事業助成金の審査において認められない経費

7 申請の方法

次の各号に定める書類を、社会福祉法人白岡市社会福祉協議会会長あてに提出する。なお、助成金の交付申請は、同一年度内に1団体1回限りとする。

- (1) 白岡市地域づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他必要な資料（会員名簿、会則等）
- (5) その他、会長が必要とした書類

8 審査決定の時期並びに事業の実施時期及び申請期限

審査は次のとおり行い、所定の期日までに申請するものとする。

- (1) 前期助成決定：毎年6月下旬
事業実施時期：毎年7月1日から翌年3月31日まで
申 込 期 限：毎年5月31日まで
- (2) 後期助成決定：毎年9月下旬
事業実施時期：毎年10月1日から翌年3月31日まで
申 込 期 限：毎年8月31日まで

9 審査

白岡市地域づくり事業助成金を申請した団体は、書類の審査以外に確認が必要となった場合、実地調査や面談等にて提出書類等の説明を行うものとする。

10 事業の実施

事業を実施する際は、各種広報物（リーフレット、チラシ、ポスター、SNSなど）や成果物（実績報告、たより、会報など）において、当該助成金を受けている旨を明記すること。

1 1 変更および中止の申請

助成金の交付決定の通知を受けた後、申請内容を変更または中止するときは、活動助成金変更・中止申請書（様式第3号）に書類を添付して、事前に会長の承認を得なければならない。

1 2 取り消し及び助成金の返還

白岡市社会福祉協議会は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 社会福祉法人白岡市社会福祉協議会白岡市地域づくり事業助成金交付要綱または社会福祉法人白岡市社会福祉協議会白岡市地域づくり事業助成金要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (3) 正当な理由なく、交付申請内容と実績報告の内容に齟齬があったとき。
- (4) その他白岡市社会福祉協議会が不相当と認める行為があったとき（法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるときも含む）。

1 3 活動助成金の実績報告

活動助成金の交付を受けた団体は、活動助成金使用実績報告書（様式第4号）に関係書類を添付して、会長に提出するものとする。

(別表1)

事業・具体的取組等	概要
多様な居場所づくりプロジェクト	
多世代参加型地域食堂プロジェクト	
その他事業	地域づくりに関連するもの

(別表2)

助成金の額および対象経費
<p>事業の実施に直接要する経費とし、事業や参加対象者の規模に応じて以下のとおりとする。 また、対象経費は以下のとおりとする。</p> <p><助成金額></p> <ul style="list-style-type: none">① 【新規】別表1の事業を当年度新たに立ち上げる場合 1団体につき100,000円を限度とする② 【継続】別表1の事業で継続した事業を行う場合（すでに当年度以前から発足している事業を実施する場合も含む） 1団体につき50,000円を限度とする <p><対象経費></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 消耗品費(2) 印刷製本費(3) 通信運搬費(4) 諸謝金（団体構成員に対するものは除く）(5) 賃借料(6) 会議費（会議時の茶菓子代を含む）(7) 旅費交通費（団体構成員に対するものは除く）(8) 研修費（食品衛生管理者講習費等）(9) 食糧費（食堂運営食材費等。団体構成員のみの飲食は除く）(10) 保険衛生費（検便検査、消毒液等）(11) 保険料（行事保険代等）(12) 手数料

白岡市地域づくり事業助成金交付申請書

年 月 日

白岡市社会福祉協議会
会 長 様

団体名
代表者住所
氏 名（自署）

白岡市地域づくり事業助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請致します。

記

- 1 申請区分 当年度新規 ・ 当年度継続
- 2 申請額 _____ 円
- 3 目的及び用途（別添可）

（添付書類）

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. その他必要な資料（会員名簿、会則等）

白岡市地域づくり事業助成金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付で申請のあった白岡市地域づくり事業助成金の交付について、
下記のとおり（決定・却下）したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

- (1) 申請とおり
- (2) 減額・却下理由

2. 指示事項

- (1) 当該事業終了後2カ月以内に下記の書類を提出してください。
 - 1 白岡市地域づくり事業助成金使用実績報告書（様式第4号）
 - 2 事業報告書
 - 3 収支決算書
 - 4 その他必要な書類
- (2) この助成金が目的以外等又は不正に使用された場合には、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第7条関係）

白岡市地域づくり事業助成金変更・中止申請書

年 月 日

白岡市社会福祉協議会
会 長 様

団体名
代表者住所
氏 名（自署）

白岡市地域づくり事業助成金の変更・中止を受けたいので関係書類を添えて申請致します。

記

1 変更・中止内容（別添可）

2 変更・中止理由（別添可）

（添付書類）

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. その他必要な資料（会員名簿、会則等）

様式第4号（第9条関係）

白岡市地域づくり事業助成金使用実績報告書

年 月 日

白岡市社会福祉協議会
会 長 様

団体名
代表者住所
氏 名（自署）

白岡市地域づくり事業助成金の使用について関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 添付書類 ① 年度事業報告書
② 年度収支決算書
③その他必要な書類